

総行住第136号  
令和2年7月17日

各都道府県住民基本台帳担当部長 殿  
(市区町村担当課扱い)

総務省自治行政局住民制度課長  
(公印省略)

ホームレス等に対する住所認定の取扱いに係る質疑応答について (通知)

ホームレス等に対する住所認定の取扱いについては、令和2年6月17日付け総行住第114号総務省自治行政局住民制度課長通知にて既に発出しているところですが、職務上の参考とするため、同通知に係る質疑応答について、下記のとおり作成しましたので、通知します。

貴職におかれては、内容を承知の上、貴都道府県内の市区町村に周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

#### 記

(問1) ホームレス等や解雇された派遣社員等に対する公営住宅の一時的提供を行っている場合については、令和2年6月17日付け総行住第114号総務省自治行政局住民制度課長通知（以下「令和2年6月17日通知」という。）の対象となるのか。

(答) 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を受け、居所を失った者への対応については、国土交通省から発出されている令和2年4月15日付け事務連絡等において、ネットカフェ等、居住が不安定な者の一時的な居所となっている施設の利用が制限又は停止される等により、緊急にその居所を確保する必要があると事業主体が判断した場合には、これらの施設を利用していた者も公営住宅の目的外使用制度を活用するよう要請されている。これに基づいて行われている公営住宅の一時提供についても、令和2年6月17日通知の3にある生活の本拠となる場所として対象となり得る。

なお、本回答については、国土交通省住宅局と協議済みである。

(問2) 令和2年6月17日通知の取扱いは、ホームレス等に特別定額給付金を支給するための当面の緊急措置としての位置付けか。また、他省庁等との調整はしているか。

(答) 令和2年6月17日通知は、今後のホームレス等に対する住所認定の取扱いについて対応を整理して示したものであり、特別定額給付金を支給することを目的とした当面の緊急措置として示したのではない。

また、令和2年6月17日通知及び本通知については、厚生労働省社会・援護局にも情報共有している。

(問3) 令和2年6月17日通知により、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）を活用して本人の住民票又は住民票の除票がある市区町村を探索する方法が示されたが、住民基本台帳法上、可能なのか。

(答) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の10第1項第3号及び法第30条の12第1項第3号の規定に基づく「住民基本台帳に関する事務」については、住基ネットを利用することができる。したがって、自身の住民登録がどこにあるか分からないホームレス等から住民登録をしたい旨の申出がなされた場合においては、住民基本台帳に関する事務として、住基ネットを利用して他の市区町村の住民基本台帳に記録されているか否かの確認を行うことは可能である。

(問4) 住基ネット上、本人の最終住所地が確認できなかった場合は、どのように取り扱えばよいのか。

(答) 住基ネット上、本人の最終住所地が確認できなかった場合には、戸籍の附票の写し及び戸籍の謄抄本を本人に提出させ、又は戸籍の記載事項について本籍地の市区町村に照会する等の方法により、更に質問や聴聞等を行い、当該ホームレス等が本人であることについて厳格な本人確認を行う必要があり、最終的に本人確認ができなかった場合は、住民票を作成すべきではない。

なお、住基ネットの稼働開始（平成14年8月）前に、既に住民票が消除され現在に至っている可能性のある者又は本人確認情報の保存期間（平成27年の住民基本台帳法施行令改正以前は5年）を経過した者については、当該システム上のデータとして記録されていないことから、この場合においても上記と同様の対応となる。

(問5) 本人確認書類を所持していない者や住民票がいずれの市区町村にあるか不明であるホームレス等に係る本人確認方法について、本人の住民票又は住民票の除票がある市区町村を探索し、当該市区町村への照会等を行うとされているが、これは市区町村の義務か。

(答) 住民票の記載を行う手続における本人確認等を行うための、住民票の除票の写し、戸籍の附票の写し等については、住民基本台帳制度上、原則として本人が取得し、転入地の市区町村に提出する義務があるが、やむを得ない場合など個別具体の事情に応じて、市区町村長が関係市町村へ照会等を行うことも可能とされている。

令和2年6月17日通知の1は、このことを踏まえ、住民票がいずれの市区町村にあるか不明等であるホームレス等からの住民登録についての相談に積極的に対応するように要請するとともに、住民登録をしたい旨の申出がなされたにもかかわらず、当該者が有効な本人確認書類を所持していない場合には、住基ネットを活用して本人の住民票等がある市区町村の探索等を行い、本人確認を実施する方法を示したものである。

※ 参考

- 法第22条第1項に基づき、住民は転入をした日から14日以内に、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第23条に規定する転出証明書（転出した日から14日を経過した日以後に法第24条に基づく転出届をした場合は、転出証明書に準ずる証明書又は住民票の除票の写し）を添えて届出をしなければならない。
- 法第22条第1項第7号及び令第22条に基づき、やむを得ない理由により転出証明書を提出できない者にあつては、転入地の市町村長は、当該市町村に本籍を有する者については戸籍と照合し、他の市町村に本籍を有する者については戸籍の附票の写し及び戸籍の謄抄本を添付させ、又は戸籍の記載事項について照会する等の方法により、転入者の氏名、出生の年月日、戸籍の表示等について確認した上で、住民票の作成又は記載を行う必要がある（住民基本台帳事務処理要領第4—2—（2）—エ—（ア）参照）。
- 市区町村長は、令第12条第1項に基づき、届出に基づき住民票の記載等をすべき場合において、当該届出がないことを知ったときは、事実を確認して、職権で住民票の記載をしなければならないこととされ、その記載に当たっては、法第34条第3項に基づき、職員をして、関係人に対し、質問をさせ、又は文書の提示を求めさせることができる。

(問6) 令和2年6月17日通知の1により、住基ネットを活用して探索した本人の住民票又は住民票の除票がある市区町村名について、口頭で本人に伝えてよいか。

(答) 令和2年6月17日通知の1による住基ネットの利用と関係市区町村から得られた情報による聴聞等による本人確認の結果、本人であることの蓋然性が高いと判断した場合には、関係市町村に連絡の上で、本人の住民票又は住民票の除票がある市区町村名を口頭で本人に伝えることは差し支えない。

(問7) 令和2年6月17日通知の3で例示するような緊急的な一時宿泊場所などの管理者の同意がない場合、当該宿泊場所などを生活の本拠たる住所として認定することはできないのか。また、管理者の同意は書面により行わなければならないか。

(答) 令和2年6月17日通知の3で例示する施設については、緊急的な一時宿泊場所などであり、これについては管理者の同意があり、生活の本拠たる住所として市区町村長が認定することが適当であると判断したときは、住民票を作成すべき旨をお示した。これらの場所について管理者の同意が得られない場合は、当該宿泊場所などを生活の本拠たる住所として認定することは一般的には困難であるとする。また、管理者の同意については、必ずしも書面等の形式が求められるものではないが、トラブル防止の観点から、必要に応じて書面により確認することも考えられる。

(問8) 緊急的な一時宿泊場所の「一時」とは具体的にどれくらいの期間を想定しているのか。また、令和2年6月17日通知に基づいてホームレス等の住民登録を行った結果、一晩等の短期間で不現住となるケースが発生する可能性があるが、こうしたケースには、どのように対応したらよいか。

(答) 令和2年6月17日通知においても、生活の本拠たる住所認定に当たり、客観的居住の事実を基礎とすべきという考え方自体に変わりはなく、緊急的な一時宿泊場所における居住期間は、当該宿泊場所の種類や各種福祉制度、各ホームレス等の個別の事情等によりさまざまであるため、一律にこれを示すことは困難であることから、個別具体の事案に対し、各市区町村において適切に判断することが可能であることを明確化したものである。

なお、仮に一泊だけしか宿泊しないようなケースにおいては、一般的には生活の本拠としての客観的居住の事実があると判断することは困難であるとする。

(問9) 令和2年6月17日通知の4について、「生活困窮者自立支援法に基づく自立支援や生活保護法による保護など各種福祉制度」の「など」にはどのようなものが該当するか。

(答) 令和2年6月17日通知の4で例示した法令以外の法令や各市区町村の独自の施策等により、ホームレス等の生活の再建や自立を目指すための支援を目的として宿泊場所等の確保がなされる制度を設けている場合が該当し得るものとする。

(問10) 令和2年6月17日通知の4における「生活の再建や自立を目指すための支援」には、民間の支援団体が行うものも含まれるか。

(答) 各種福祉制度に基づき、国や地方公共団体からの委託等を受け、ホームレス等に対する宿泊場所等の確保を行い、かつ生活の再建や自立を目指すための支援を行っている

る場合は「生活の再建や自立を目指すための支援」と考えられる。

(問11) 実際に住んでいるところが公共の公園や、橋の下などに設けたテントなどの場合、当該居所を住所として住民登録できるのか。

(答) 住民登録には住所認定が必要となるが、都市公園内に不法に設置されたテントを起居の場所としていたホームレスに係る過去の判例（平成19年1月23日大阪高裁，平成20年10月3日最高裁）においても，①「住所」とは，生活の本拠であり，一定の場所がある者の所であるか否かは，客観的に生活の本拠としての実体を具備しているか否かによって決すべきもの，②単に一定の場所において日常生活が営まれているというだけでは足りず，その形態が，健全な社会通念に基礎付けられた住所としての定型性を具備していることを要するものと解するのが相当，とされており，公共の公園や，橋の下などに 設けたテントなどの場合，住民登録を行うことはできない。

(問12) 市区町村の庁舎で住民登録することが可能なのか。

(答) 住民基本台帳法における住所とは，各人の生活の本拠をいうものであり，住所認定については，客観的居住の事実を基礎とし，これに当該居住者の主観的居住意思を総合して決定されるべきものである。

地方自治体の庁舎のような，行政機関が主たる事務所として設置している公共の用に供する施設について，ある個人が生活の本拠として占有し，これを住所として認定することは，前問の判例の趣旨も踏まえれば，認められない。